

春日部市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給料) 第3条 (1) 市長 月額 <u>982,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>832,000円</u> 附 則 (市長の給料の額の特例) 2 市長の退職の日の属する月における給料月額 は、第3条第1号の規定にかかわらず、 <u>785,600</u> <u>円</u> とする。	(給料) 第3条 (1) 市長 月額 <u>985,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>834,000円</u> 附 則 (市長の給料の額の特例) 2 市長の退職の日の属する月における給料月額 は、第3条第1号の規定にかかわらず、 <u>788,000</u> <u>円</u> とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。